


所管部課	都市建設部 都市計画課	部長	内藤 峰雄			
件名	「東大和市コミュニティバス等運行ガイドライン」に係るパブリックコメントの実施について		区分	1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>コミュニティバスを含む地域交通を将来に渡り持続可能なものとするためには、地域の協力による利用促進が欠かせない。特に、コミュニティタクシーなど限られた地域で運行する交通は、地域の主体的な取り組みのもと、地域と守り、育てていくことが必要であるため、市民（地域）、運行事業者、市が協働し、持続可能な地域交通を構築することを目指し、「東大和市コミュニティバス等運行ガイドライン」を策定する作業を進めているところである。</p> <p>については、策定にあたり素案がまとまったことから、「東大和市パブリックコメント実施要綱」に基づき、実施するものである。</p> <p>(1) 主な内容 「東大和市コミュニティバス等運行ガイドライン（素案）」に係るパブリックコメントを実施する。</p> <p>(2) 意見提出期間 平成28年1月15日（金）から平成28年2月15日（月）まで</p> <p>(3) 影響及び効果 持続的な地域交通構築のための計画策定にあたり、市民等の意見を反映させることができる。</p>						
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成27年10月29日 東大和市地域公共交通会議において、素案についての協議が調う。</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議付議後、パブリックコメント実施手続を進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。